

『「森林環境保全税」に関するアンケート』の結果等及び今後の対応

令和5年3月

担当課	農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課
連絡先	0857-26-7335

1 アンケート結果を反映した事業の状況

アンケート結果は、鳥取県森林環境保全税のあり方検討会へ報告し、重要な検討材料の一つとして活用され、検討会報告書にも掲載された（「森林環境保全税の今後のあり方に関する報告書（令和4年12月）」p13、資料編 p8）。

また、県では、検討会報告書の趣旨やアンケート結果等を踏まえた上で、県民の参画と協働を一層推し進めるため「豊かな森づくり協働税」を新設（森林環境保全税は廃止）する条例改正案を12月議会に提案した。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

【問13】その他、「森林環境保全税」についてご意見等がございましたらご自由にお書きください。

主な意見	対応方針
<p>(1) 県税に概ね肯定的なもの(24人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全が川、海の水資源を守ることに なり、本税は必要。 ・自然災害防止のため今後も森林整備が必要。 ・県土の大半が森林であり管理するための 税金は必要。 	<p>アンケート結果も踏まえ、検討会報告書において「森林環境保全税を継続することが有効」との提言が示された。</p> <p>県ではこれを踏まえ、新設する「豊かな森づくり協働税」を活用し、本県の豊かな森林の整備を今後も推進していく。</p>
<p>(2) 県税に概ね否定的なもの(9人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の管理は所有者の責任。個人所有の 森林に税金を使う必要はない。 	<p>アンケート結果も踏まえ、県税で私有林の間伐を支援することの妥当性について検討会で議論が行われ、現状では支援は必要との評価結果と理由等が検討会報告書に記載された。</p> <p>県ではこれを踏まえ、補助水準の妥当性には配慮しつつ、森林の多面的機能が発揮されるよう、森林所有者が行う間伐等を今後も支援していく</p>
<p>(3) 主に普及啓発に関するもの(19人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税を知らなかった。税の意義や使途、効果を積極的に広報し周知して欲しい。 	<p>アンケート結果も踏まえ、検討会報告書において「税の認知度の向上」「成果の公表の強化」が取り組むべき課題として示された。</p> <p>県ではこれを踏まえ、幅広い世代へ様々な手法により、税の意義・使途・成果の周知を図っていく。</p>

(4) 県税や森林・林業に関する改善提案など
(17人)

- ・効果の高い使い方のため、目標設定と実績評価が必要。
- ・使途の偏りや無駄遣いを防ぐため監視が必要。
- ・大山周辺など魅力のある里山や自然があるのもっと手入れをして行ければと思う。
- ・鳥取の豊かな自然をもっと地元の子供や親御さんたちにもアピールできるようにすると良い
- ・森林体験や自然との触れあいを学校研修や職業体験でできると若い世代への理解も進むと思う。

税の使途については、毎年度の予算案を県議会に諮ることにより適切な執行を図っていく。併せて、県ホームページ等で税の成果の公表を強化していく。

新設する「豊かな森づくり協働税」を活用し、身近な里山の再生や、若年層への森林環境教育など、新たな取組を検討していく。